

移動等円滑化取組計画書

2025 年 7 月 1 日

住 所 福岡市博多区博多駅中央街 2-1

事業者名 博多バスターミナル株式会社  
代表取締役社長 藤田 浩展

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設に関する事項

博多バスターミナルは、移動等円滑化基準を満たしているが、引き続き移動等円滑化整備ガイドラインを踏まえながら、より高い水準のバリアフリーを目指す。又、他の施設の状況も参考にして適宜施設等の改修を行っていきたい。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ① 職員の定期的な巡回によるお客様への声かけやバスへの乗降補助等を行う。
- ② 全職員が、高齢者や障がい者への誘導案内等の人的支援がスムーズにできる様に国土交通省の接遇ガイドラインを参考に社内研修を定期的実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
老朽化時対応及び更新(博多バスターミナル)	博多バスターミナルは、現状、移動等円滑化基準を満たしており施設の改修予定は無いが、設備老朽化時の改修や他の施設の状況も参考に適宜更新を行っていく。

- ② バスターミナルを使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
設備の定期点検	エレベーター、エスカレーター等の設備について定期的に点検し部品等適宜更新していく。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス乗降等の介助及び誘導	要望があれば、警備員と連携しバス乗降の介助、館内誘導などの支援を行っており、継続して実施する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
分かりやすい情報提供  多様な手段による情報提供	多目的トイレやエレベーターの場所が分かる様にウェブサイトや館内図に掲載済み。 音声での自動アナウンスによるバスの案内を実施。 館内にスタッフを配置し適宜館内を案内できる体制にする。 高速バス切符売り場、インフォメーション等にホワイトボードを準備し筆談での対応も可能。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
社員教員の実施	新入社員を対象に車椅子や介助が必要なお客様への接客対応方法等の実技研修を実施予定。 他社員へも、社内教習の場を設け高齢者や障害者への声かけや接客、バスの乗降介助や乗り場への誘導がスムーズに出来る様、ガイドラインを参考に訓練を行う。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ポスター掲示	多目的トイレの利用方法に関する理解や認識を深めていく為にポスター等で周知、啓発を行っていく。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HP やお電話で寄せられる利用者からのご意見を施設改善に活かす。</li> <li>・ 他の事業者の取り組みを参考にして、より良い施設になるように努める。</li> </ul>
---

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	特になし	

Ⅴ 計画書の公表方法

移動等円滑化取組計画書を自社 HP へ掲載
-----------------------

Ⅵ その他計画に関連する事項

特になし
------

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。